

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百七号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、令和五年二月二十八日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書であつて、国民健康保険法第四十五条第五項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第四項の規定に基づき国民健康保険団体連合会が審査に関する事務の委託を受けるものについては、なお従前の例による。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号） 第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号） 第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣 の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療 報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。</p> <p>一 入院に係る診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。）のうち合点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合点数）が三十八万点（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二の規定に基づく特定機能病院及び同法第四条の三の規定に基づく臨床研究中核病院にあつては、三十五万点）以上のもの</p> <p>二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 (略)</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号） 第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号） 第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣 の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療 報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。</p> <p>一 診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号及び第三号において同じ。）のうち合点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合点数）が三十八万点以上のもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書のうち、投薬料の点数が四千点以上のもの</p> <p>四 (略)</p>